

お客様各位

山形第一信用組合

### 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小零細事業者の経営環境は個人消費の低迷や内外の要因による売上不振などにより厳しい状況が続いております。このような中であって、中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日で適用期限が終了することとなっておりますが、当組合では同法の期限到来後においても従来通り、柔軟に対応することに何ら変わりなく、貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めて参ります。

当組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組織金融機関として、お取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金提供を行なうとともに、お取引先の経営相談や経営指導・経営改善などの経営課題解決に向けた可能な限りの支援を行なっておりますが、今後においても地域金融機関として一層の金融仲介機能の発揮により、地域社会の発展に努めて参ります。

1. お客様からの新規ご融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、お客様の経営実態や収支状況を的確に把握し、迅速かつ真摯に適切な対応をいたします。
2. 貸付条件の変更等のお申込に際しては、お客様の抱える問題や経営課題をお客様と共有し、外部専門家や関係する他の金融機関と連携を図りながら、お客様の経営改善に向けた積極的な支援を実施します。また、経営課題の解決につながるようコンサルティング機能の発揮に努めます。
3. 貸付けの条件変更を行なったお客さまに対しても新規の貸付を行うことで新たな収益機会が得られ、お客様の業況や財務等の改善に繋がると判断される場合には、積極的に新規の貸付を行なって参ります。

以 上

[金融円滑化に関するお問い合わせ先]

融資部 ☎0238-52-3299 受付時間：平日 9：00～17：00 担当者 高梨・大河原